

## 貴金属の輸出入の許可申請手続の概要

### 1. 貴金属の輸出入の許可申請

手続名：貴金属の輸出入の許可申請

手続概要：外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第19条第2項の規定に基づき、許可を受ける義務が課された貴金属の輸出又は輸入について、税関長の許可を取得するための申請手続です。現在、許可義務が課されている貴金属の輸出又は輸入については、平成18年11月財務省告示第443号「外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件」をご参照下さい。  
[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/act/kokuji\\_tsuutatsu/kokuji/K0-20220725-443.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/K0-20220725-443.pdf)

手続根拠：外国為替令（昭和55年政令第260号）第8条第2項

手続対象者：許可を受ける義務が課された貴金属の輸出入をしようとする者

提出時期：当該貴金属の輸出入をする日前。なお、税関における審査期間が最低1週間程度かかるため、当該輸出入をする日の直前の申請は避けるようにして下さい。

手数料：手数料は必要ありません。

相談窓口：財務省国際局調査課外国為替室外国為替係、各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署

審査基準：許可制発動の要因となった国際連合安全保障理事会決議第1718号又は第2270号の内容等及びウクライナ情勢に関する問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなると認められるものであるか等により判断されることとなります。

不服申立方法：行政不服審査法に従った方法

### 2. 貴金属の輸出入の許可内容の変更申請

手続名：貴金属の輸出入の許可内容の変更申請

手続概要：外国為替令第8条第2項の規定に基づき許可を受けた貴金属の輸出又は輸入の内容を変更しようとする場合の申請手続です。

手続根拠：外国為替に関する省令（昭和55年大蔵省令第44号）第15条第3項

手続対象者：外国為替令第8条第2項の規定に基づき税関長の許可を受けている者

提出時期：内容の変更を行う日前。なお、税関における審査期間が最低1週間程度かかるため、当該内容の変更を行う日の直前の申請は避けるようにして下さい。

手数料：手数料は必要ありません。

相談窓口：財務省国際局調査課外国為替室外国為替係、各税関に設置された税関相談官又は当該手続を行う税関官署

審査基準：許可制発動の要因となった国際連合安全保障理事会決議第1718号又は第2270号の内容等及びウクライナ情勢に関する問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなると認められるものであるか等により判断されることとなります。

不服申立方法：行政不服審査法に従った方法

### 3. 上記1. 及び2. の手続に関する情報

提出方法：許可申請書又は変更許可申請書2通を作成し、下記の提出先に直接提出して下さい。

申請書様式：外国為替に関する省令別紙様式第3又は第15

添付書類：理由欄等において詳細を説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書等を添付して下さい。なお、許可内容の変更申請を行う場合には、原許可証を添付して下さい。

提出先：輸出入する空港又は港を管轄する税関官署

受付時間：各税関官署の開庁時間中

輸出  
支 払 手 段 等 の 輸 入 許 可 申 請 書  
輸 入

税 関 長 殿

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

居住者

(該当分に○)

国 籍 \_\_\_\_\_ 非居住者 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

担当者

職業又は業種 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_

下記のとおり申請します。

1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等 (1) 支払手段等の種類  (2) 数量  (3) 金額	3 輸出（又は輸入）の方法
	4 輸出（又は輸入）の時期
	5 輸出（又は輸入）の理由
2 輸出（若しくは輸入）の相手方又は仕向地（若しくは積出地）	6 その他の事項

上記申請は、

記名押印 \_\_\_\_\_

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
許可の有効期間	

(裏面)

(記入要領)

- 1 本申請書は、支払手段等の輸出又は輸入の別に記入すること。この場合において、輸出にあつては様式中「輸入」、「(又は輸入)」、「(若しくは輸入)」及び「(若しくは積出地)」の字句を、輸入にあつては様式中「輸出」及び「仕向地」の字句を消すこと。
- 2 本申請書において支払手段等とは、外国為替及び外国貿易法第19条第1項に規定する支払手段又は同法第6条第1項第1号に規定する証券若しくは同条第1項第10号に規定する貴金属をいう。
- 3 「1 輸出(又は輸入)しようとする支払手段等」欄中「(1)支払手段等の種類」欄には、支払手段等の具体的名称(アメリカ合衆国〇〇米ドル紙幣、第〇〇回米国財務省証券等)を記入すること。
- 4 「2 輸出(若しくは輸入)の相手方又は仕向地(若しくは積出地)」欄には、輸出又は輸入した後に引き渡しを行う相手方の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地(国、又は地域名を含む。)並びに職業若しくは業種を、またこれ以外の場合にあつては、輸出(若しくは輸入)の仕向地(若しくは積出地)を記入すること。
- 5 「3 輸出(又は輸入)の方法」欄には、携帯、国際郵便又は一般の通関手続等、具体的な輸出(又は輸入)の方法を記入すること。
- 6 「5 輸出(又は輸入)の理由」欄には、その理由を簡潔に記載し、詳細について説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書を添付すること。
- 7 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙用紙を添付して差し支えない。
- 8 本申請書は、日本語により作成すること。

許可内容の変更申請書

財務大臣  
(日本銀行経由) 殿  
税 関 長

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

国 籍 \_\_\_\_\_ 居住者 (該当分に○)  
非居住者

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

職業又は業種 \_\_\_\_\_ 担当者  
電 話 \_\_\_\_\_

下記のとおり申請します。

1 原許可 の内容	(1) 許可年月日	(2) 許可番号	(3) 許可の有効期間
	(4) 許可を受けた 取引、行為又は 支払等の内容		
2 変更の内容	(1) 変 更 前		(2) 変 更 後
3 変更を必要とする理由			
4 その他の事項			

上記申請は、

記名押印 \_\_\_\_\_

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
許可の有効期間	

(裏面)

(記入要領)

- 1 非居住者の本申請について代理人がいる場合には、申請者の欄の下に、代理人の氏名（又は名称）、住所（又は所在地）、職業（又は業種）及び担当者の氏名（電話番号）についても記入すること。
- 2 「1 原許可の内容」欄中「(4) 許可を受けた取引、行為又は支払等の内容」欄には、具体的な内容を簡潔に記入すること。
- 3 「2 変更の内容」欄は、「(1) 変更前」欄には変更項目ごとに元となる許可証（変更許可証も含む）に記入した事項を記入し、「(2) 変更後」欄には「(1) 変更前」欄に記入した内容に対応する変更事項を記入すること。  
なお、変更事項が欄内に記入できない場合には、「(1) 変更前」欄に「別紙1のとおり」、「(2) 変更後」欄に「別紙2のとおり」と記入し、それぞれの内容を別紙1及び別紙2に記入し添付すること。
- 4 「3 変更を必要とする理由」欄には、その理由を簡潔に記入し、詳細について説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書を添付すること。
- 5 本申請書の提出に当たっては、原許可証（本申請に際し既に交付を受けている変更許可証がある場合にはこれを含む。）を添付すること。
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。
- 7 本申請書は、日本語により作成すること。